

令和2年5月25日

入所ご利用者のご家族  
後見人の皆さま

静岡市桜の園施設長 内山 雅之

### 緊急事態宣言解除後の面会及び外出について（お願い）

日頃、当施設の事業運営につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様にはご不便、ご不自由をおかけしておりますが、ようやく静岡県についても緊急事態宣言が解除されました。これも皆さまの忍耐や自粛協力があったの事と感謝申し上げます。

しかしながら、終息するかに見えた中国や韓国等で再びの感染発生「第2波」の報告がなされています。

国の専門家会議では、国民全体に『新しい生活様式』の実践例（別紙）を示し、ライフスタイルの変化を求めています。今後はこれをスタンダードとし、新型コロナウイルスと生活をしていかなければならないと考えています。

皆さまも『新しい生活様式』をお読みいただき実践していただくことで、より安心安全な生活が可能になっていくものと考えております。

桜の園としては、引き続き皆さまのご協力を得ながら感染対策には万全を期して事業運営をすすめてまいりたいと考えております。

つきましては、緊急事態宣言の解除後の状況を受け、一部面会及び外出の制限を緩和し、下記の通り対応させていただきたいと思っております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。（但し、感染状況により変更する場合があります）

#### 記

##### 1) 面会について（6月1日～事前予約制で一部再開します）

- ①事前予約制として、あらかじめ面会希望日と時間を電話 054-296-2000 で予約していただきます。（お問い合わせ：望月祐介(または菊地美佐子)まで）
- ②面会予約の電話では、面会希望日・面会希望時間・面会者の体調等・面会者の行動履歴等（特定警戒地域への往来）を確認いたします。
- ③面会可能時間帯は、10:00～11:30 と、13:00～16:00 で1回最大40分とさせていただきます。（面会后、換気と消毒のため20分間隔あける）
- ④面会者は、面会当日はマスク着用でお越しいただき、玄関先で検温・手指アルコール消毒を実施していただきます。
- ⑤面会場所は、「相談室」または「施設周辺散歩」のみといたします。

##### 2) 外出について（6月1日～事前予約制で一部再開します）

- ①「ご家族」との外出を想定しております。
- ②外出は、「平日のみ」で「1回3時間以内を限度」でお願いいたします。
- ③大型商業施設等の3密が避けられない場所への外出は控えてください。
- ④同行するご家族には、時間帯、感染予防等上記面会時と同様の対応をお願いいたします。